

地方独立行政法人加古川市民病院機構 評価委員会傍聴要領 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(傍聴の手続)</p> <p>第3条 会議の傍聴希望者は、会議の開催当日に、所定の時間及び場所において<u>傍聴希望者受付簿に記入しなければならない。</u></p> <p>2 傍聴希望者が受付時間の終了時において傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。</p>	<p>(傍聴の手続)</p> <p>第3条 会議の傍聴希望者は、会議の開催当日に、所定の時間及び場所において<u>傍聴を希望することを申し出るものとする。</u></p> <p>2 傍聴希望者が受付時間の終了時において傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。</p>